

平成[ ]年( )第[ ]号 保険金請求事件

口頭弁論終結日 平成18年1月26日

判 決

原 告 [ ] 有 限 会 社

(以下「原告会社」という。)

同代表者清算人

同 所

原 告

(以下「原告[ ]」という。)

原告ら訴訟代理人弁護士

山 田 庸 男

同

中 世 古 裕 之

被 告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

松 坂 祐 輔

主 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

##### 1 主位的請求

- (1) 被告は、原告[ ]に対し、1500万円及びこれに対する平成11年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告[ ]に対し、5000万円及びこれに対する平成11年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告は、原告会社に対し、1335万2800円及びこれに対する平成11年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (4) 被告は、原告会社に対し、164万7200円及びこれに対する平成11

年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

#### 2 予備的請求

##### (1) 第一次予備的請求

ア 被告は、原告[ ]に対し、300万円及びこれに対する平成11年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

イ 被告は、原告[ ]に対し、400万円及びこれに対する平成11年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

ウ 被告は、原告[ ]に対し、5000万円及びこれに対する平成11年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

エ 被告は、原告[ ]に対し、800万円及びこれに対する平成11年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

オ 被告は、原告会社に対し、500万円及びこれに対する平成11年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

カ 被告は、原告会社に対し、164万7200円及びこれに対する平成11年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

##### (2) 第二次予備的請求

ア 被告は、原告[ ]に対し、300万円及びこれに対する平成11年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

イ 被告は、原告[ ]に対し、5000万円及びこれに対する平成11年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

ウ 被告は、原告[ ]に対し、800万円及びこれに対する平成11年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

エ 被告は、原告会社に対し、500万円及びこれに対する平成11年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

オ 被告は、原告会社に対し、164万7200円及びこれに対する平成11年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

#### 第2 事案の概要

本件は、原告会社が織布工場として使用してきた[ ]番地所在の木造モルタル瓦葺鋸型屋根平家建の織布工場（総床面積324.45平方メートル。以下「本件建物」という。）並びに本件建物内の機械・設備・

装置ほか一式及び原材料・製品・半製品・仕掛品一式が焼失したとして、原告会社と被告間の火災保険契約及び■（以下「■」という。）と被告間の火災保険契約に基いて、保険金及びこれに対する保険金の支払請求をした日以後である平成11年12月1日から支払済みまで商事法定利率である年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実【争いのない事実に加え、証拠（甲1ないし5、6の1及び2、8の1及び2、9の1及び2、16、乙1の1ないし10、9、37）及び弁論の全趣旨により認定できる事実】

(1)ア 原告会社は、織布の製造等を目的に平成3年3月に設立された有限会社であるが、平成15年4月20日、社員総会の決議により解散し、原告■が代表者清算人を務めている。

本件火災当時、本件建物及び同建物内に収容されている機械・設備・装置等の機械類のほとんどは、■所有であり（なお、原告会社も上記機械類のうち、多少の機械類を所有していた。）、同建物内に収容されている原材料・製品・半製品・仕掛け品は原告会社の所有であった。

そこで、当時、原告会社は、■が所有する本件建物や上記機械類を■から賃借していた。

イ 本件火災当時、原告の代表者代表取締役を務めていた■は、平成11年11月8日死亡した。

ウ 被告は、損害保険を業とする株式会社である。なお、後記の本件火災保険契約の当事者は、■であったが、同社は、その後、■に合併され、被告となった（以下、特に、区別せず、単に「被告」と呼称する。）。

(2) 本件建物は、木造モルタル瓦葺鋸型屋根平家建であるが、本件火災が発生した平成11年9月29日当時、原告会社の織布工場として利用されていた。

本件建物の本件火災当時の建物見取図は別紙図面1のとおりであり、その西側には、本件火災当時、■、その妻である原告■、両人の子である■（以下「■」という。）が居住する自宅（以下「原告■宅」という。）が隣接していた。なお、方角ないし方向については、以下、同図面の記載に従うものとする。

(3) 原告会社は、被告との間で、下記ア及びイの火災保険契約を締結した（以下、アの火災保険契約を「本件火災保険契約1」と、イの火災保険契約を「本件火災保険契約2」という。）。

ア 契約締結日 平成10年12月17日  
保険種類 普通火災  
証券番号 ■  
保険金額 本件建物につき、400万円  
本件建物内に収容されている機械・設備・装置ほか一式につき、500万円  
本件建物内に収容されている原材料・製品・半製品・仕掛け品一式につき、600万円  
保険期間 平成10年12月17日から平成11年12月17日午後4時までの1年間  
被保険者 原告会社  
イ 契約締結日 平成11年8月5日  
保険種類 普通火災  
証券番号 ■  
保険金額 本件建物につき、300万円  
本件建物内に収容されている機械・設備・装置一式につき、800万円  
本件建物内に収容されている原材料・製品・半製品・仕掛け品ほか一式につき、400万円  
保険期間 平成11年8月5日から平成12年8月5日午後4時までの1年間  
被保険者 ■

(4) ■は、被告との間に、平成11年2月4日、以下の火災保険契約を締結した（以下「本件火災保険契約3」といい、本件火災保険契約1及び本件火災保険契約2と併せて、単に「本件火災保険契約」ともいう。）。

保険種類 普通火災  
証券番号 ■

保険金額 本件建物内に収容されている機械設備什器備品につき、50  
00万円

保険期間 平成11年2月6日から平成12年2月6日午後4時までの  
1年間

被保険者 [REDACTED]

(5) 本件火災保険契約の普通保険約款（以下「約款」という。）2条1項1号は、保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人（保険契約者又は被保険者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害については保険金を支払わない旨（以下「本件免責条項1」という。）を、約款17条1項及び4項は、保険契約者又は被保険者は、保険の目的について損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく通知し、かつ損害見積書に被告の要求する書類を添えて、損害の発生を通知した日から30日以内の日に提出する義務を負い、正当な理由がないのに、提出書類につき知っている事実を表示せず又は不実の表示をしたときは、保険金を支払わない旨（以下「本件免責条項2」という。）を規定している。

(6) 本件火災

平成11年9月29日午前5時30分ころ、本件建物324.45平方メートルを全焼し、本件建物内に収容されている設備・什器等、商品・製品等が焼損する本件火災が発生した。

(7) [REDACTED]消防本部（以下「消防署」という。）は、平成11年9月29日午前9時30分から同日午後5時までの間、翌30日午前9時から同日午後5時30分までの間、さらに、翌10月1日午前9時から同日午後4時30分までの間の計3回にわたり、本件建物について、実況見分等を行った上で、出火箇所及び出火原因について、以下のとおり判断した（以下「消防署の認定」という。）。

ア 出火箇所

本件建物の天井部分が北東端を残して全て脱落し、中央付近の東寄り周辺に強い焼損があること、本件建物内の織機、収容物、床面には局部的に強い焼け込みや燃え抜けが認められること、本件建物の南西側に隣接する建物

に居住し、本件火災に気づいた関係者が本件建物の中央付近で火が出ていたようと思うとしていることを総合すれば、建物下部より、上部、天井部分の方が焼損が大きいことは明らかであり、出火箇所については、限定ができないが、中央付近から東側にかけての天井部分であると推定される。

イ 出火原因

(ア) たばこについて

実況見分時に、本件建物内から、たばこの吸い殻や灰皿が見分されなかったことからすれば、たばこによる出火の可能性は認められない。

(イ) 放火について

[REDACTED]は、本件火災の出火当時、散歩をしていたこと、当時、原告[REDACTED]宅で[REDACTED]と同居していた原告[REDACTED]や[REDACTED]は、原告[REDACTED]宅で就寝中に本件火災に気づいたとしていることからすると、これら内部関係者による放火の可能性は考え難い。

また、本件火災当時、本件建物の北側（すなわち、別紙図面1の「[REDACTED]線」に面した）の外壁に取り付けられていたシャッター〔以下「本件シャッター」という。〕は、無施錠であったが、地面まで降ろされていた上、[REDACTED]は、本件火災当日、一旦、散歩から原告[REDACTED]宅に帰って来た際も、変わったことはなく、平素、本件シャッターは降ろすだけで、施錠はしていないが、過去に工場内を荒らされたことはないとしていることからすれば、外部の者による放火の可能性は低い。

(ウ) 織機について

本件建物内の織機10台については、いずれも焼失箇所は若干あるが、全て残存し、スイッチ部分も、残存し、局部的に深い焼損も認められることや、当時、本件建物内で作業は行われていなかつたことからすれば、織機からの出火の可能性は低い。

(エ) 電気関係について

配電盤、電気室、メインスイッチについては、いずれも焼損による変色、変形は認められるが、配線には強い焼損や、断線は認められないことからすれば、これらからの出火の可能性は低い。

他方で、断線や落下している配線からは、短絡痕や特異な焼損などは

見分できないが、出火箇所と推定される天井部分の焼損が大きいことから、火源となるようなものとして、電灯や電気配線が考えられ、電気的にトラブルが発生した可能性が考えられる。

#### (オ) 判定

以上によれば、判定材料となる物的証拠は見分できなかつたため、推定とせざるを得ないが、本件建物の中央付近から東側にかけての天井部分を通っている電気配線にトラブルが生じ、発熱し、繊維屑に着火、天井に延焼し、建物全体に拡大したものと推定される。

(8) ■■警察署（以下「警察署」という。）は、原告代理人の照会に対し、本件火災について、火元は本件建物の天井部（推定）である旨、上記火元を起点として火がどのように燃え移ったかについては不明である旨、火災の原因とその認定根拠については本件建物の天井部の配線より出火（推定）と回答している。

(9) ■は、前記のとおり、平成11年11月8日死亡した。その相続人は、妻である原告■及び子である■であるが、■の被告に対する本件火災保険契約3に基づく保険金請求権については原告■が単独で相続する旨の遺産分割協議がなされた。

#### 第3 争点及びこれに関する当事者の主張

1 本件火災は、当時、本件火災保険契約1及び本件火災保険契約2の契約者である原告会社の代表者兼本件火災保険契約3の契約者等であった■の故意により発生したものと認められるか。

##### （被告の主張）

以下の諸事情からすれば、本件火災は、■の放火行為により発生したものであり、同人の故意により生じたものといえるから、被告は、本件免責条項1によって保険金支払義務を免れる。

##### （1）本件火災の出火箇所・出火原因等

ア 消防署は、前記前提事実のとおり、本件火災に関する判断をしているが、以下の理由からすれば、消防署の上記判断は誤りである。

（ア）消防署による前記出火箇所の推定は、①本件建物の天井部分が北東端を残して全て脱落し、中央付近の東寄り周辺に強い焼損があること、②本

件建物内の織機、収容物、床面には局部的に強い焼け込みや燃え抜けが認められないことなどを根拠とするが、本件建物の屋根は3列の鋸型になっているが、天井部分は存しない上（織機の設置箇所の上部にあたる鋸型の屋根の部分には、屋根の裏に木製の板が張ってあるのみであり、屋根とは別個の天井といえる部分は存しない。），上記①は、本件建物の構造上、その前提を欠く。また、上記②は、別紙図面1の④1部分及び④2部分（以下、併せて「被告主張の出火箇所」という。）の付近にある織機のアルミ製のビームが溶融し、660℃の高温になっていたことがうかがわることなど、他の部分とは異なる顕著な焼損状況を呈していることを見過ごすものである。したがって、消防署の出火箇所は、その前提を欠くとともに、客観的根拠に乏しいものといわざるを得ない。

（イ）また、消防署は、出火原因について、本件火災の出火箇所が本件建物の中央付近から東側にかけての天井部分であることを前提に、判定材料となる物的証拠はないが、出火箇所である火源は電気配線以外にはないから、電気配線にトラブルが発生して発熱し、繊維屑に着火したと推定されるところ、その前提が誤りであるのは前記のとおりである。

しかも、本件建物には天井部分がなく、屋根に裏張りがされているところ、屋根の裏張りは下を向いており、ここに繊維屑が溜まることはない。

仮に、梁の上に繊維屑が溜まるとしても、火源は電気配線しかなく、その短絡による出火の可能性が考えられないではないが、短絡すれば、その瞬間にブレーカーが作動して電流を遮断する構造になっていることからすれば、火災に至ることはない上、本件火災現場には、消防署の実況見分でも、短絡痕や特異な焼跡が存在しないことからすれば、短絡により本件火災が発生した可能性はない。

次に、漏電による可能性について、漏電により火災が発生するには二次回路の形成と電気抵抗の大きい発熱部分の出現を要するところ、本件においては、双方とも存在していない。本件建物の電気配線は、屋根の裏張りか、梁に沿ってなされており、その部分で「発熱」現象が起きたとしても、発した熱は拡散して蓄熱することができない（本件建物には天井がなく、密閉による蓄熱ができないし、木材である本件建物の屋

根の裏張りや梁への発火〔有炎着火〕に必要な400℃ないし470℃に木材の温度が上がることはなく、これらの燃焼着火〔無炎着火〕も有炎着火も発生し得ない。)から、蓄熱を前提とする発火現象は起り得ず、出火原因とはなり得ない。

消防署のこれら誤った推定は、存在しない天井が全て焼失するほど焼毀したとの誤った思い込みから導かれたものといわざるを得ない。

イ そして、前記のとおり、被告主張の出火箇所には、アルミ製のビームが溶融するなど、顕著な焼損状況が見られること、株式会社 [REDACTED]

(以下「[REDACTED]」という。)が、平成11年本件建物内から採取した火災焼残物を試料として行った成分分析検査結果(乙4、5の1。以下併せて「本件油性分析結果」という。)によれば、 $\otimes$ 1部分及び $\otimes$ 2部分には、いずれも本件建物内には存在しないはずの軽油に相当する油性成分が検出されていることからすれば、本件火災の出火箇所は、 $\otimes$ 1部分及び $\otimes$ 2部分の2カ所であり、本件火災は、軽油を助燃料とした強制着火、即ち放火であるというべきである。このことは、被告が依頼した [REDACTED]

(以下「[REDACTED]」という。)作成の鑑定書(乙2、3、39。以下併せて「[REDACTED]鑑定」という。)からも明らかである。

## (2) [REDACTED]の関与について

以下の諸事情によれば、本件火災は、[REDACTED]により放火されたものというべきである。

### ア [REDACTED]の本件火災前後の行動

[REDACTED]は、本件火災当日、午前5時10分ころ、散歩のために自宅を出て、その10ないし15分後の午前5時20分から25分ころに戻り、本件建物の前で休憩して、たばこを1本喫煙して、さらに散歩に出掛け、弟の家と田んぼがある付近で、本件建物の方向に煙が上がっているのを見たとしており、これらによれば、本件火災の出火時刻である同日午前5時30分ころ、本件建物の本件シャッター前にいたのは[REDACTED]のみであったといえる。また、本件火災時、本件建物に侵入可能な出入口は、本件シャッターのみであったところ(他の出入口は原告[REDACTED]が施錠していた。)、本件シャッターは、前夜、下まで降ろされていたが、本件火災発見後いち早く現場に駆けつけた[REDACTED]の実兄

である[REDACTED](以下「[REDACTED]」という。)によれば、約10cmほど開いていたことからすれば、本件シャッターを開けた者は[REDACTED]以外には考えられない。

また、[REDACTED]は、上記のとおり、本件建物の方向に煙が上がっているのを見たが、その後のことは全く覚えていないとし、同日午前7時ころになって、ようやく、本件建物付近に現れたが、その際には、顔色も悪く、転んで背中には泥や葉っぱが付いた状態であった上、聞かれたわけでもないのに、「俺は何も悪いことはしていない。」などと口走った上、平成11年1月8日にはガソリンを被って焼身自殺するに至ったところ、仮に、[REDACTED]が本件火災に何ら関与していないとすれば、上記のような態度や行動をとるとは考え難い。これら[REDACTED]の本件火災後の態度や行動は、本件建物に放火したという自己の行為が恐くなった故のものであると考えれば、直ちに理解可能なものといえる。

### イ [REDACTED]が本件建物に放火する動機の存在

(ア) 原告会社及び[REDACTED]一家の経済的な行き詰まりは、原告会社の6期(平成8年3月1日から平成9年2月28日まで)から9期(平成11年3月1日から平成12年2月29日まで)の各決算書(乙29ないし32)及び[REDACTED]の平成8年分から平成10年分までの所得税確定申告書(乙33ないし35)から明白である。

#### a 原告会社の経営状況

売上高が平成元年から平成2年ころにかけて、1億2000万円程度であったが、6期には4526万円となり、原価を引いた売上総利益(粗利)、販売費及び一般管理費を控除した営業利益、営業外の損益を加減した経常利益、当期利益のいずれもが赤字となり、前期からの繰越損失4409万円を加えると、当期末処理損失は5955万円の多額に上り、資本金300万円を差引いた欠損は5655万円の多額になっている。また、同期における原告会社の資産合計は僅か600万円にすぎず、これに対する負債合計は6255万円に上っている。そして、未払金(負債)中の3270万円、借入金(負債)中の521万円の合計3791万円(負債中の60.6%)は、[REDACTED]に対するものであり、原告会社は[REDACTED]の負担により、営業を維持していたといえる。キャッシュフローを見ても、[REDACTED]に対する賃料・役員報酬の不払により、原告会社の赤字補

填、金融機関への元利金返済を行い、何とか倒産を回避していたといえる。

原告会社の経営状況は、7期（平成9年3月1日から同10年2月28日）にも改善せず、8期（平成10年3月1日から平成11年2月28日まで）には、売上高が2073万円と、前期の64.8%、前々期の45.8%に落ち込み、原価を引いた売上総利益（粗利）は174万円の黒字となったものの（ただし、売上原価に入っていた■に対する賃料を1000万円から360万円に激減させたため黒字を確保できたにすぎない。）、販売費及び一般管理費を控除した営業利益、営業外の損益を加減した経常利益、当期利益はいずれも赤字となり、前期の繰越損失6943万円を加えると、当期末処理損失は7238万円に増大している。なお、同金額は、当期における売上高の3.5年分に当たり、原告会社は倒産状態にあるといえる。また、原告会社の資産合計は496万円に減少し、これに対し、負債は合計で7435万円に上り、負債が資産の約1.5倍となっている。また、原告会社の未払金（負債）中の4537万円、借入金（負債）中の737万円の合計5274万円（負債中の70.9%）は■に対するものである上、製造業であれば当然存在するはずの買掛金債務が0円となっており、原告会社は、企業間で与信がなく、既に買掛による仕入れが不能な状態であった。また、■及び原告■に対し実質的に支払われた金額は129万円であり、月額10万円程度にすぎなかった。

原告会社の9期中には、平成11年9月29日に本件火災が発生し、同年11月8日に■が自殺したため、その実質的な営業は同年3月から同年9月までの7ヶ月間であるが、これを1年に換算しても、同期の売上げは1347万円であり、前期の前年度の約64.9%に過ぎず、原価を引いた売上総利益（粗利）、販売費及び一般管理費を控除した営業利益、営業外の損益を加減した経常利益、当期利益はいずれも赤字であり、繰越損失7238万円を加えると、当期末処理損失は8377万円に達するところ、これは、当期売上高の10.6年分であり、原告会社は完全な倒産状態であり、同年10月以降、営業を続けても赤字額が

減る見込みは全くない。また、原告会社の資産合計は22万円に減少しており、これに対する負債合計は8099万円で、資産に対する負債の割合は、実に約36.8倍である。原告会社の未払金（負債）中の4594万円、借入金額（負債）全額の3492万円の合計金8096万円（負債中の99.8%）が■及び原告■に対する負債となっている。これは、原告■が■の生命保険金で金融機関からの借入金を返済したためである。

#### b ■の経済状況

■の平成8年所得税確定申告書（乙33）によると、平成8年の■夫妻の収入は、原告会社からの役員報酬ないし給料330万円と本件建物の賃料1160万円とされているが、実際に支払われず、これらは原告会社の未払金や借入金に振り返られた。

■の平成9年所得税確定申告書（乙34）によると、平成9年の■夫妻の収入は、原告会社からの役員報酬ないし給料330万円と本件建物の賃料1000万円とされているが、実際に支払われず、これらは原告会社の未払金や借入金に振り返られた。

■の平成10年所得税確定申告書（乙35）によると、平成10年の■の収入は、原告会社からの役員報酬ないし給料330万円と本件建物の賃料360万円とされているが、実際に支払われず、これらは原告会社の未払金や借入金に振り返られた。

なお、本年度、原告会社は、■からの借入金のうち301万円を返済したが、他方で、■への未払金は260万円増加しており、原告会社から■夫妻に支払われた実質金額は129万円（月額で10万円程度）にすぎず、これでは■夫妻は生活費さえ捻出できない状況であった。

このように、■及び原告■は、収入源である原告会社からの役員報酬ないし給料や賃料の支払を受けておらず、金融機関への返済を優先させていたが、本件火災時にはそのようなやり繰りができなくなつており、その結果、■一家が自由にできる金員は、原告会社からはほとんど得ることができず、せいぜい■の次男である■の月額17万

いし18万円の給与程度しかなかったことになる。

この状況では、遠からず生活費も捻出できず、何とか続けていた金融機関への支払（残元金は約2000万円）も不可能となり、本件建物やその敷地、場合によっては、隣接する自宅も強制執行等で手放すこととなるのは必定であり、■が何らかの手段を講ずる必要に迫られたことは明らかである。実際にも、原告会社及び■一家は、■の死亡（自殺）による生命保険金4500万円の取得により、上記借入れ（元利金合計で約2500万円）を返済したが、原告会社の事業は、赤字続きのため再開しないままであった。

c これらによれば、原告会社は、本件火災の2、3年前から、倒産状態にあり、■一家も、生活費を捻出できない状況に陥っていたといえるところ、本件火災保険契約に基づいて保険金が支払われれば、原告会社及び■は多額の保険金を取得することができた。

(イ) しかも、原告会社及び■は、被告の代理店から、本件建物や同建物内に収容された機械設備装置その他の保険目的の減価償却に応じて保険金額を低減するよう指導（超過保険は不正請求の温床となる。）を受けており、実際にも、■が本件建物の賃料を平成9年までは毎年1000万円前後としていたのを、平成10年からは360万円としていること（これが織機等の機械設備の減価償却額に合わせたものであることは一目瞭然である。）からすれば、■は、本件火災保険契約の保険目的である本件建物や同建物内に収容されている機械設備が、既に減価償却が終わり、残存価格の価値しかないことを十分に理解していたと考えられる。

にもかかわらず、後記主張のとおり、原告側は、本件建物や同建物内に収容されている機械設備の各損害申告に当たり、不実の申告をしており、これにより、■は、長年赤字続きで建て直しの効かない原告会社の事業を止めるとともに、既に低額の残存価格（時価）しかなくなった本件建物や同建物内に収容されている機械設備装置等に関して、これを大幅に上回る多額の保険金を取得することが能够することになる。

(ロ) これらによれば、■に本件建物に放火する動機があることは明らかである。

#### (原告らの主張)

##### (1) 本件火災の出火箇所・出火原因等について

本件火災の出火箇所及び出火原因については、消防署の認定が正しく推定するとおりであり、放火によるものとはいえない。

この点、被告の主張に沿う■鑑定は、■の偏見に満ちた識見によるものであり、科学的信用性に乏しいものである（■自身、一定の条件がそろえば、電気配線の短絡や漏電等による天井からの出火を否定しておらず、また、本件建物が織布工場であることから、塵や糸屑等の存在が考えられるのに、塵や埃等が溜まっていた可能性はないから、短絡や漏電等による出火はないと断定している。）上、本件火災により焼け落ちた本件建物の屋根や天井の状態、電気配線及び構造等を現場で確認した形跡がないなど、その鑑定手法にも問題がある。また、■鑑定が主張するとおり、⊗1部分及び⊗2部分付近にあるビームがよく燃えていたとしても、消防署が指摘するように、焼け落ちた天井や梁等により、上記ビームが溶融した可能性も十分考えられるところであり、天井部分から出火した可能性を排斥できない。

また、本件建物においては、日々の掃除によっても手の届かない天井や梁の部分等に、塵、埃等が堆積していたのであって、天井付近の漏電により、その抵抗の大きい塵、埃等の可燃性の部分が出火する可能性は十分にあり得る。また、原告■は、本件火災直後の現場検証の際、警察官から、本件建物内に置いてあった、製品である軟らかい綿布を比較的固いボール紙で包装したもの（以下「本件製品」という。）の焼損状況について、「包装していたボール紙は燃えたものの、天井から落ちたガラス片は木綿には刺さっておらず、木綿の周りを囲んできれいに落ちている。もし、本件火災が床等の下からの出火であれば、まず当該ボール紙が焼けて、できたての木綿がむき出しになって、そこに天井から落ちたガラス片が刺されることになるはずであり、そのようになっておらず、ガラス片がその周囲を囲んで落ちていることからすれば、本件火災は、天井からの火災である。」などと聞いており、これも天井からの漏電による出火の可能性を示唆するものといえる。

以上によれば、本件火災が、天井付近の漏電により発生した可能性が十

分に考えられるから、放火によるものということはできない。

(2) ■の関与について

ア 本件火災が、■の放火によるものであることは否認する。

イ 以下のとおり、被告が主張する間接事実から、■が本件建物に放火したことを推認することはできず、むしろ、本件火災当時、本件建物には、■の妻子である原告■や■とともに居住していた原告■宅が隣接しており、本件建物に放火すれば、同宅に延焼し、早朝であり就寝中の妻や子が罹災して死傷する危険があることは明白であるところ、そのような状況で、■が原告■宅や妻や子を犠牲にしてまで放火行為に及ぶとは考え難い。しかも、■は、本件火災の発生時刻である平成11年9月29日午前5時30分ころには、本件建物から数百メートルは離れた地点にいたのであり、本件建物に放火することは不可能である。

(ア) ■の本件火災前後の行動について

■が散歩の途中、本件建物付近から煙が上がっているのを見て、後のこととは覚えていないなどとする点についても、当時、60歳近くの■が、見慣れた自宅や本件建物付近に煙が出ているのを見て、気が動転し動搖するのも当然のことであり、そのような■の精神状態からすれば、その行動等に多少、通常と異なる面があるとしてもやむを得ないというべきであって、これをもって、■の放火を推認することはできない。

また、■が自殺したのは、持病である脳溢血や脳梗塞等を苦にしたものであり、放火したことにつき自責の念にかられたからではないから、これをもって、■の放火を推認することはできない。

(イ) ■が本件建物に放火する動機の存在について

原告会社の決算書（乙29ないし32）及び■の所得税確定申告書（乙33ないし35）に被告が指摘するような記載があることは認めるが、上記書類上はともかく、実際には、本件火災当時の平成11年ころでも、原告会社には、■、■、■といった得意先があつて、月平均で300万円程度の売上があり、そこから、仕入の支払、金融機関（旧■信用金庫）の支払を行った上で、原告■の給与と生活費程度は捻出できていたというのであるから、原告会社の経営が極端に悪化して、行き

詰まっていたというような状況でなかつたことは明らかである。さらに、■も18万ないし19万円程度の給与をもらっており、家族3人が生活していくだけの収入は十分にあった上、■には、将来、原告会社の経営を継いでもらうことも考えていて。

以上によれば、■が、原告会社の経営の悪化や将来等について深刻に悩んでいたといえる状況にあったとはいえない（なお、原告側に不実申告がないのは後記のとおりである。）から、これをもって、■の放火の動機があるなどとはいえない。

## 2 損害の不実申告の有無

（被告の主張）

(1) 本件建物の損害について

原告側は、平成12年3月ころ、被告に対し、乙20の見積書を郵送して、本件建物の損害は、4651万5000円であると申告したが、本件訴訟において、甲10の見積書を提出して、3023万0987円であると主張している。

しかし、本件火災時における本件建物の時価は、■の所得税確定申告書（乙35）添付の「減価償却費の計算」（以下「本件計算書」という。）を検討すると、22万円にすぎない。そして、本件建物の上記金額は、■が確定申告した額であり、原告側にとって明白で間違いない金額であることや、原告側がした上記申告額は本件火災時における本件建物の時価の137.4倍から211.4倍に上ることからすれば、この本件建物の損害に関する原告側の申告は、明らかに悪意に基づくものであり、不実申告であることは明らかである。

(2) 本件建物内に収容されている機械・設備・装置の損害について

ア 原告■所有分（本件火災当時、■の所有であったもの）について

原告側は、被告に対し、平成11年10月下旬に現在高及び損害明細書（乙22）を郵送してその損害額を合計6861万7000円であると申告した。

しかし、本件火災時における上記機械類の時価は、本件計算書によれば、601万1015円にすぎない。そして、上記金額も、本件建物と同様に、

原告ら側において、毎年、所得税の確定申告書に記載しており、明白で、間違いない金額であることや、上記申告額は本件火災時における上記機械類の時価の1.4倍に上ることからすれば、この本件建物の損害に関する原告ら側の申告は、明らかに悪意に基づくものであり、不実申告であることは明らかである。

イ 原告会社所有分

原告ら側は、上記機械類について、本件訴訟提起前の交渉時においては、原告■所有分と明確に区別した申告はしていないが、弁論の全趣旨によれば、保険金額である500万円の損害を前提に、同額の損害申告をしているものと考えられる。

しかし、原告の決算報告書の貸借対照表を検討すると、本件火災時における上記機械類の時価は、116万4933円にすぎない。そして、上記金額は、原告ら側において、毎年、決算報告書に記載しており、明白で、間違いない金額であることや、上記申告額は本件火災時における上記機械類の時価の4.29倍に上ることからすれば、この本件建物の損害に関する原告ら側の申告は、明らかに悪意に基づくものであり、不実申告であることは明らかである。

(原告らの主張)

- (1) 本件建物及び同建物内に収容されている機械・設備・装置についての損害の申告が不実申告であることは否認する。

原告会社の決算書や■の所得税確定申告書に被告が指摘するような記載があることは争わないが、上記書面における資産の評価は、最終的には税金の申告という目的のために税法上定められた一定の期間に一定の割合でいわば強制的に減価償却されて算出された金額であり、それが実際の当該資産の客観的な評価額を必ずしも反映しているものでないことは顕著な事実であり、これをもって、本件建物や同建物内に収容されている機械等の客観的価値を反映したものとはいえない。

しかも、原告らは、上記の損害額を申告するに際して、被告担当者から指示のあった資料を収集して、その都度提出したにすぎない上、その資料はいずれも建築士や工務店、機械の業者等が作成したいわば客観的根拠に基づいて損害

額を算出したものであって、上記経緯に照らすと、原告らが主張する本件建物並びに同建物内に収容されている原告■及び原告会社が所有する機械類の損害額が客観的にみて不実であるとはいえないし、原告らに、被告が主張するよう不実申告をすることについての故意、重過失があったとはいえない。まして、保険金詐取の意図があるとはいえない。

- (2) 前記(1)のとおり、原告らは、被告から指示されたとおり、資料を収集してこれを提出したにすぎないことからすれば、そのような指示をした被告自身が、不実申告を主張して、原告らの保険金請求を拒絶することは権利の濫用に当たり許されない。

(被告の反論)

被告が、原告ら側の不実申告を主張して、原告らの保険金請求を拒絶することは権利の濫用に当たり許されないと点は争う。

3 ■及び原告会社の損害の発生及び額、原告らの保険金請求額について  
(原告らの主張)

- (1) ■の損害について (■及び原告会社の損害に関する原告らの主張の中には機械類の数量等、必ずしも明らかでない部分があるが、平成17年11月2日付け請求の趣旨変更の申立書添付の表により下記のとおりと認めた。)

ア 本件建物

本件建物は、昭和55年ころに建築された木造平家建ての建物であるが、平成元年ころ、自動織機10台を導入した際、多数の織機の稼働による振動に耐えられるように内部に相当高額の費用をかけて大がかりな鉄筋による補修行為を施工しており、その価値が22万円ということはあり得ない。そして、その実際の価値=損害額を算出するに当たっては、建物という特質(同種、同等の品質のものが(中古)市場等に存在しない)上、再建築時の見積もりをもって損害と判断することも一つの評価方法として是認されるべきであり、被告においても、そのように考えたからこそ原告らに対して乙20や甲10の作成提出を求めたことからすれば、本件建物の損害は、その解体費用も含め、3400万円を下ることはない。

- イ 本件建物内に収容されている機械・設備・装置等(以下「本件機械類1」という。)

(ア) 自動織機 (ZAXエアージェットルーム) 10台	6800万円
(イ) ベルト (織機の部品) 8000個	136万円
(ウ) ドロッパーピン (織機の部品) 8000個	56万円
(エ) 空冷機 (空調設備) 一式	420万円
(オ) 計	7412万円

(2) 原告会社の損害について

ア 本件建物内に収容されている機械・設備・装置等（以下「本件機械類2」という。）

(ア) クリーナー 2機	530万円
(イ) 管巻機 (ワインダー) 1台	460万円
(ウ) 管巻機 (ビームキャリア) 1台	240万円
(エ) 運搬機 (ビームキャリア) 1台	80万円
(オ) スクリューコンプレッサー 1台	820万円
(カ) 計	2130万円

イ 本件建物内に収容されている原材料・製品・半製品・仕掛品等（以下「本製品等」という。）

(ア) 原糸 (30ダル) 20個	16万5000円
(イ) 捨耳糸 (E C) 10個	11万円
(ウ) 仕掛け半製品 32個	49万1400円
(エ) 仕掛け半製品 40個	74万8800円
(オ) 製品在庫 5個	13万2000円
(カ) 計	164万7200円

(3) 原告らの保険金請求額（前記損害と本件火災保険契約との関係を含む。）について

ア 主位的請求

原告会社ないし■は、原告会社が法人組織になる前の昭和40年ころから、本件火災保険契約1及び本件保険契約2に対応する保険契約を締結してきたが、原告会社ないし■は、本件建物並びに同建物内の機械・設備・装置及び原材料・在庫・半製品等を併せて、1500万円の保険が2口あるという認識であった。その後、■は、平成元年に自動織機10台等を導入した際に、

本件火災保険契約3に対応する保険契約（当初の保険金額は自動織機等の購入額と同額の1億2000万円であった。）を締結したが、その後、契約更新時に、上記各契約の保険金額を適宜に減額変更してきた。しかし、その後の、更新も含めて、本件火災保険契約の具体的な内容については、すべて被告の代理店に任せっきりであり、特に本件火災保険契約1及び本件火災保険契約2における保険目的物及びこれに対する保険金額の具体的な内訳等については、被告の代理店担当者の一存でいわば適宜に振り分けられており、原告会社及び■は全くあざかり知らないことであった。しかも、本件建物は、■所有であったところ、本件火災保険契約2を確認すれば、当然、本件火災保険契約1では、本件建物について被保険者を原告会社とする保険契約になることの問題点が容易に判明するにもかかわらず、被告はこれを漫然と長年にわたり放置し、保険金請求に至って突然そのことを持ち出したものである。

そうであれば、■（したがって、その相続人である原告■）は、被告に対し、本件火災保険契約2に基づいて、本件建物の損害を前提として1500万円の保険金を請求できるとともに、本件火災保険契約3に基づいて、本件機械類1の損害を前提として5000万円の保険金を請求できる。

また、原告会社は、被告に対し、本件火災保険契約1に基づいて、本件製品等の損害を前提として、原材料・製品・半製品・仕掛け品一式分の600万円の保険金額のうち164万7200円の保険金を請求できるとともに、本件機械類2の損害を前提として1500万円の保険金額から上記164万7200円を控除した1335万2800円の保険金を請求できる。

イ 第一次的予備的請求

仮に、主位的請求が認められないとしても、■（したがって、その相続人である原告■）は、被告に対し、本件建物の損害を前提として、本件火災保険契約2に基づいて、本件建物分300万円の保険金を請求できるとともに、本件火災保険契約1に基づいて、本件建物分400万円の保険金を請求できる（なお、前記のとおり、本件火災保険契約1及び本件火災保険契約2における保険目的物及びこれに対する保険金額の具体的な内訳等については、すべて被告の代理店担当者の一存でいわば適宜に振り分けられていたにすぎないことからすれば、被告において、本件火災保険契約1の被保険者が原告

会社であることを理由として、本件建物の損害についての保険金請求を拒否することは信義則に反し許されない。)。

また、■は、被告に対し、本件機械類1の損害を前提として、本件火災保険契約3に基づいて5000万円の保険金を請求できる(この点は、主位的請求と同じ。)ほか、本件火災保険契約2に基づいて、機械・設備・装置ほか一式分800万円の保険金を、さらに、本件火災保険契約1に基づいて、機械・設備・装置ほか一式分500万円の保険金をそれぞれ請求できる。

次に、原告会社は、被告に対し、本件火災保険契約1に基づいて、本件製品等を前提として、原材料・製品・半製品・仕掛品一式分の600万円の保険金額のうち164万7200円の保険金を請求できる(この点は、主位的請求と同じ。)。

#### ウ 第二次的予備的請求

仮に、本件火災保険契約の被保険者が、各契約証券の被保険者どおりとしても、■(したがって、その相続人である原告■)は、被告に対し、本件建物の損害を前提として本件火災保険契約2に基づいて本件建物分300万円の保険金を請求できるほか、本件機械類1の損害を前提として、本件火災保険契約3に基づいて5000万円の保険金を、本件火災保険契約2に基づいて機械・設備・装置ほか一式分800万円の保険金を、本件火災保険契約1に基づいて機械・設備・装置ほか一式分500万円の保険金をそれぞれ請求できることになる。

#### (被告の主張)

##### (1) ■の損害について

###### ア 本件建物

22万円にすぎない。

###### イ 本件機械類1

本件計算書によれば、合計で601万1015円にすぎない。

##### (2) 原告会社の損害について

###### ア 本件機械類2

116万4933円にすぎない。

###### イ 本件製品等

164万7200円であることは争わない。

##### (3) 原告らの保険金額請求額(前記損害と本件火災保険契約との関係を含む。)について

本件建物は、本件火災当時、■の所有であるところ、本件火災保険契約1の被保険者は原告会社であるから、原告会社は、本件建物について被保険利益がない。よって、本件建物の損害について効力のある保険契約は本件火災保険契約2のみ(保険金額は300万円)である。

本件機械類1は、本件火災当時、■の所有であるところ、本件機械類1の損害について効力のある保険契約は、本件火災保険契約2及び本件火災保険契約3である(保険金額は合計で5800万円)である。

本件機械類2は、原告会社の所有であるところ、本件機械類2の損害について効力のある保険契約は、本件火災保険契約1である(保険金額は500万円)。

本件製品等は、原告会社の所有であるから、同人を被保険者とする本件火災保険契約2は本件製品等の損害については効力がなく、効力のある保険契約は、本件火災保険契約1である(保険金額は600万円)。

したがって、仮に、原告らの保険金請求が認められるとしても、その額は上記を限度とする。

#### 第3 当裁判所の判断

##### 1 争点1について

(1) 本件免責条項1の規定の仕方に照らすと、被保険者である原告会社らとしては、請求原因事実として、単に、本件火災が発生し、それによって、保険目的物に損害が生じたという客観的事実さえ主張立証すれば足り、これに対して、保険者である被告は、抗弁として、本件火災が、当時、原告会社の代表者であり、かつ被保険者の立場等にあった■又はその関係者の故意によって生じたことを主張立証すべき責任を負うものと解するのが相当である(なお、被告は、本件火災が■またはその関係者の重過失によって生じたから、免責される旨の主張はしていない。)。

したがって、上記主張立証責任の分配を前提に争点1を検討することにするが、本件においては、本件火災が、■またはその関係者に起因するもので

あるかを直ちに明らかにする物的・人的証拠はない。そこで、本件火災がないしその関係者に起因するものであることを間接事実から推認することができるか否かを順次検討することとする。

(2) 本件建物の利用状況及び本件火災当時の状況等

証拠（甲16、乙1の3及び11、原告■本人）及び弁論の全趣旨によれば、本件建物は、昭和30年ころ、■の先代により工場として利用されていたが、平成元年ころ、自動織機等を導入する際、床面をコンクリートにするなどの改築がなされ、原告会社設立後は、原告会社の工場として利用されてきたこと、本件建物内への出入口としては、本件シャッターがあるほか、2ヶ所の出入口があったこと、■は、本件火災前日の作業終了後、ブレーカーは下ろさずに各機械の個別スイッチのみを切り、照明（電灯）を消して本件シャッターから本件建物を退出したこと、本件火災当時、上記2ヶ所の出入口は施錠されていたが、本件シャッターは、日頃から地面まで降ろして閉めるものの、施錠をしないままであり、本件火災前日も同様であったこと、本件建物内に設置されていた自動織機等の機械類や製品が置かれていた状況は別紙図面1のとおりであったが、本件火災時には未だ操業前であったことが認められる。

(3) 本件火災の状況について

ア 出火から鎮火に至る経緯（以下の時刻は、特に断らない限り、本件火災当日の時刻である。）

消防署は、出火時刻が午前5時30分ころ、覚知時刻が午前5時52分、覚知方法が119番（報知電話）、放水開始時刻が午前5時56分、鎮圧時刻が午前6時21分、鎮火時刻が午前7時38分としている（甲5、乙1の2）。また、正確な時刻は不明であるが、消防署が本件火災現場に到着後、消火活動や延焼の状況を撮影した写真（乙1の11の番号1及び番号2）によれば、炎が黒煙を上げながら、屋根部分より高く立ち上がっていいることが認められる。

原告は、午前5時25分ころ、一旦、散歩から戻り、本件建物前で、たばこを1本吸った後、再び散歩に出掛けたが、その際、本件建物に煙が立っているとか、異臭がするなどの異常は感じなかった旨（乙7），原告■

■は、本件火災当日、就寝中であったが、玄関の戸を叩く音で目が覚め、原告■宅の南側縁側の窓から本件建物を見たところ、屋根から炎が吹き出しているのが見えた旨、その後、■を起こしたが、その時刻は午前5時51分である旨（乙8、原告■本人）、■は、本件建物に面した原告■宅の2階居室から本件建物を見たところ、本件建物の南西部分から煙が上がり、炎が屋根を突き抜けて吹き出ている状態であり、窓際に近寄ったところ、居室の窓ガラスが割れた旨（乙9）、■の実兄である■は、午前5時45分ころ、玄関先に出て、本件建物の方向を見たところ、白い煙が立ち上がっているのが見えた旨、午前5時50分ころ、本件建物に駆けつけたところ、現場には誰もおらず、本件シャッターが10cmほど開いており、これを開けようとしたところ、すでに熱くなってしまっており、その際、本件建物内を見たところ、その内部は入口側より奥側の方が炎で真っ赤になっていた旨（乙10），それぞれ述べている。

以上をまとめると、本件火災の出火時刻は午前5時30分ころであり、■の供述を前提にすれば、■が午前5時25分ころ、本件建物の前でたばこを吸って休憩し、再び散歩に出かけた際には、本件建物には、煙や異臭はなく、特に異常はなかったにもかかわらず、そのわずか30分足らずの間に、屋根部分を越えて炎が上がるほどの火勢になっていたことが認められ、これらによると、■が本件建物前を最後に離れた後の火のまわりは相当早いものであったことが認められる。

イ 本件建物の焼損状況

証拠（乙1の1ないし11、2、3）及び弁論の全趣旨によれば、本件建物の焼損状況等に関し、以下の事実が認められる（なお、その位置等については別紙図面1を参照）。

（ア）外周部の状況

本件建物の屋根は鋸型であるが、北東部分と西側縁部分を除いて、焼け落ち、瓦が脱落している。また、鋸型の屋根の棟木が南北方向に3本あるところ、このうち、東及び中央の棟木はいずれも、北側の部分は焼損しながらも残存しているが、南へ進むにつれ、燃え抜け脱落している。これに対し、西の棟木は、焼損しているものの残存し、屋根瓦の一部も

残存している。

本件建物の北側、すなわち、[REDACTED]線に面する外壁は、変形や焼損もなく、原形を止めている。

同建物の南側外壁は、外面がトタン板張り、内面が土塀の構造になっているが、その南東（東）部分では、トタン板の変形、変色が見られるほか、本件建物内側に若干傾き、土塀の一部が脱落している。

同建物の西側外壁は、原告[REDACTED]宅にコンクリートブロックを挟んで隣接している。

同建物の東側外壁は、そこに張られたモルタルが全て脱落しているほか、北東（北）側から中央付近にかけては張板と土塀は残存しているが、それより南東（南）側は張板や土塀は完全に脱落している。

#### (イ) 建物内部の状況

a 本件建物の北東部分には、トイレがあるほか、事務机等が置かれており、焼損による変色や変形を認めるが、残存している。

同建物の中央から南にかけては、屋根材や梁の焼損が著しく強く、脱落し、瓦や瓦土も全て脱落している。

同建物西側には、電気室、布折曲機、空調、管巻機、コンプレッサーが設置されているが、いずれも焼損による変色、変形が認められるが、残存している。また、原告[REDACTED]宅の隣接するトタン板が脱落し、屋根材の瓦と瓦土が崩落し、柱についても全体に炭化を認め、中央から東側に進むにつれて炭化が強く脱落している。

同建物の中央部から東側にかけては自動織機上に上方からの落下物が著しく堆積し、織機の上部を南北方向に走る鉄骨が受熱により著しく変形し、脱落している上、東西方向に設置されている梁も炭化が強く、脱落している。

また、同建物の中央部から南東側にかけては柱全体に著しい炭化が認められるほか、屋根材、瓦や瓦土の崩落や、南北方向に走る上記鉄骨も受熱により著しく変形し、脱落している。

#### b 自動織機付近の状況

本件建物内の自動織機のうち、織機1（以下、「織機○（○は、1

ないし10の算用数字）」の表示は、特に断らない限り、別紙図面1上の「織機○」を呼称するものとする。），織機2、織機7及び織機8の各織機は、いずれも、本体部分には焼損による変色や一部変形が見られるほか、スイッチ部分も、外部は焼損による変色、変形が見られるが、内部の局部に深い焼損は見られない。さらに、いずれも、ローラー部分に巻き付けられた原糸には、外面上、変色や一部焼損が見られるが、残存している。

織機3の状況は、織機1の状況とほぼ同じであるが、織機4は焼失が著しく、スイッチ部分には燃焼による強い変形を認めるほか、ローラー部分の北側端及び南側端にあるアルミ製のビームがいずれも溶融し、同ローラーに巻き付けられた原糸は焼失箇所が見られるが、一部は残存している。

織機5及び織機6の状況は、いずれもローラー部分に巻かれた原糸がすべて焼失しているほかは、織機1の状況とほぼ同じである。

織機9及び織機10は、いずれも、ローラー部分の南側端にあるアルミ製のビームがいずれも溶融し（これに対し、同ローラー部分の北側端にあるアルミ製のビームに溶融は見られない。），同ローラーに巻き付けられた原糸は焼失箇所が見られた。

#### c 本件建物内に置かれた製品の状況

本件建物内には、別紙図面1のとおり、9ヶ所に製品（木綿をロール状に巻いたものに包装紙を被せたもの。以下では、特に断らない限り、「製品○（1ないし9の算用数字）」は同図面の「製品○」を呼称するものとする。）が置かれていたところ、そのうち、製品1ないし製品4については、外面に若干の焼損と変色を認めるものの、ほぼ原形を保っている。

製品5ないし製品8については、製品1及び製品2に比べ、強い焼損と変色、変形が認められ、特に、製品5の焼損が強い。

製品9については、焼損により変色と外周の変形の箇所があるも、残存している。

#### d 床面の状況

床面への落下物は、屋根材の瓦、瓦土及び柱が大半であるが、所々に鋸型の屋根に取り付けられた明かりとり用の窓ガラスのガラス片が混じっていた。

落下物の除去後の床面の状況であるが、織機1ないし織機10の周囲には汚損のみが見られ、燃え抜けや局部的な焼け込みは見られず、織機5と織機6の間には、木製の足踏台が残存している。

さらに、製品5及び製品9を持ち上げると、その底面には、いずれも焼けによる変色は全くなく、原形を保っていたほか、製品5には、一部焼焦した古新聞が挟まっていた。

#### e 電灯、電気配線等の状況

天井部分の電気配線については、全てビニール被覆が完全に焼失し、心線が露出している。また、消防署は、断線や落下している配線が、受熱劣化によるものか、その中に短絡痕に含まれているかは見分できないとしている。

本件建物の西側外壁に設置されている配電盤については、蓋が閉まつたままであり、外観上、焼損により変色しているが、原形は残っている。蓋を開けて内部を見ると、プラスチックのスイッチカバーが若干焼損しているが、変色のみで原形を保っている。配線についても、受熱変色が見られるが、特に強い焼損や断線は認められない。

電気室については、外観上、焼損による変色や一部変形箇所を認めるとともに、室内から外部に露出している配線もビニール被覆が変形している。電気室内部は、焼損による変色が認められるが、配線は原形を保っている。

織機のメインスイッチについては、外観上、焼損が強く、変形を認めるほか、蓋が開いた状態であり、スイッチ部分が露出している。内部の上記スイッチ部分は、溶融変形しており、配線はすべて焼損による変色のほか、露出が見られるが、断線は認められなかった。

#### f たばこの吸い殻等の状況

本件建物内において、たばこの吸い殻、灰皿は認められなかった。

(イ) 以上に見た焼損状況によれば、本件建物は、ほぼ全焼の状態であり、

屋根が北東部分と西側縁部分を除く広い範囲で焼け落ち瓦が脱落したり、梁や柱が焼け落ちたり、鉄骨が変形するなど全般的にみてかなり強く焼損しているが、柱や外壁の焼損状況を勘案すると、面的には、織機1及び織機2を除く、織機3ないし織機10が設置されている部分を囲んだ範囲（以下「本件範囲」という。）付近の焼損が強いこと、また、織機の焼損状況をみると、織機4の消失が激しく、スイッチ部分に燃焼による強い変形を認めるほか、ローラー部分の北側端及び南側端にあるアルミ製のビームがいずれも溶融し、同ローラーに巻き付けられた原糸にも焼失箇所が見られること、織機9及び織機10についても、各ローラー部分の南側端にあるアルミ製のビームがいずれも溶融し（これに対し、同ローラー部分の北側端にあるアルミ製のビームに溶融は見られない。）、同ローラーに巻き付けられた原糸は焼失箇所が見られたこと、織機5及び織機6は、いずれもローラー部分に巻かれた原糸がすべて焼失していることが認められる。

これらによれば、本件建物は、屋根部分を含め、全般的に激しい焼損がみられるが、面的には、本件範囲付近の焼損が強いこと、また、織機4には、そのローラー部分の北側端及び南側端にあるアルミ製のビームがいずれも溶融し、織機9及び織機10には、そのローラー部分の各南側端にあるアルミ製のビームが溶融するなど顕著な焼損状況が見られることが認められる。

#### (4) 本件油性分析結果

████████は、平成11年10月7日、本件建物に臨場し、別紙図面2の①、③、⑥ないし⑧の各地点のコンクリート製床面の剥離物、同図面の②の地点の残焼物（別紙図面1の製品6上の地点であると推測される。）、別紙図面2の④⑤各地点の残焼物（別紙図面1の製品5上の地点であると推測される。）、別紙図面2の⑨地点の床面付近の水たまり上に浮遊していた油分をそれぞれ採取（以下併せて「本件各採取物」ともいう。）し、ガスクロマトグラフ質量分析法により灯油、軽油、ロウソクの可燃性液体及び可燃性固体が混在するか否か分析した。その結果、本件各採取物のうち、別紙図面2の③地点、⑦地点及び⑧地点の各コンクリート床面剥離物（以下、上記地

点を併せて「本件軽油検出地点」という。) から軽油の残留成分に相当するものが存在すると認められた(なお、脂肪族飽和炭化の検出量は、順に、1 グラムあたり、1. 5  $\mu$ g, 1. 6  $\mu$ g, 2. 5  $\mu$ gである。) のに対し、同①地点のコンクリート床面の剥離物、同②地点、④地点、⑤地点の各残焼物、同⑨の水たまり上に浮遊していた油分からは軽油に相当ないし類似する成分は特に存しないことが判明した。

#### (5) 本件火災の出火箇所及び出火原因について

ア 前説示の出火から鎮火に至る経緯(前記(3)ア)及び本件建物の焼損状況(前記(3)イ)によれば、本件建物は、屋根部分を含め、ほぼ全焼の状態であり、全般的にみてかなり強く焼損している(しかも、炎が本件建物の屋根部分を越えて燃え上がるなどその火勢はかなり強かつたものといえる。)が、面的には、本件範囲付近の焼損が強く、また、織機4、織機9及び織機10については、そのローラー部分の端にあるアルミ製のビームが溶融するなどその焼損が顕著であること、このような本件建物の強い焼損は、■が午前5時25分ころ本件建物の前に戻り、たばこを吸って、再度散歩に出掛けた際には、異臭や煙が上がるなどの異常はなかったにもかかわらず、その後のわずか30分足らずの間に生じたものであることが指摘できる。

このような本件火災の状況に加え、消防署の認定や弁論の全趣旨によれば、本件火災は本件建物における織布工場としての操業前に発生しており、たばこによる出火や、織機等の機械類からの出火の可能性はいずれも否定できることからすれば、本件火災は、■が本件建物の前に居たのと近接した時点で、人為的な放火行為により引き起こされたものと推認できるというべきである。そして、本件油性分析結果によれば、本件軽油検出地点には、軽油の残留成分に相当するものが存在することや織機4、織機9及び織機10にはローラー部分の端にあるアルミ製のビームが溶融するなど顕著な焼損が認められることに照らすと、本件軽油検出地点ないし上記ビーム(溶融したもの)付近(以下「本件出火箇所」という。)に軽油を散布するなどし、これに火を放った可能性が高いと認められる。

イ これに対し、原告らは、消防署の認定や警察署の回答を根拠として、本

件火災は、本件建物の中央付近から東側にかけての天井部分を通っている電気配線にトラブルが生じ、発熱し、日々の掃除によっても手が届かない天井や梁の部分に堆積していた塵、埃ないし繊維屑に着火し、天井に延焼した可能性を排斥できないと主張する。

ア この点、原告らが主張する上記機序で本件火災が発生するには、まず、電気配線がなされている本件建物の天井や梁の部分に塵、埃ないし繊維屑が存在しなければならないところ、証拠(甲17、原告■本人)中には、本件建物内を掃除しているといつても、長年にわたり積もった大量の微細な糸屑、綿屑を完全に除去すること(特に、天井付近)は不可能であるとする部分がある。

しかしながら、かえって、■は、消防署に対し、本件建物の掃除は、床はきれいにしているし、製品ができる度に天井の埃を取り除いている旨答えており(乙1の7。これは、消防署が、本件火災から約10日後の平成11年10月8日に聴取した■の供述を録取したものであり、十分に信用できるものといえる。)，本件建物には埃の発生を防ぐため、織布に湿気をかける機械も設置されていること(原告■本人)からすれば、天井付近等に大量の微細な糸屑等が積もっていたとする上記証拠はたやすく信用できない。しかも、原告■によれば、本件建物のうち、本件範囲の上部には、屋根と別個の天井といえる部分はない(その範囲の鋸型の屋根には、その裏に木製の板が張ってあるのみであり、屋根部分と別個に天井を構成する部分はない。原告■本人)というのであって、天井部分に糸屑等が積もるということがあり得るか、疑問があるといわざるを得ない。

次に、原告らが主張する上記機序で本件火災が発生するには、本件建物の天井や梁にある電気配線が、短絡や漏電により発火ないし発熱する必要があるところ、前説示のとおり、消防署は、天井部分の電気配線は全てビニール被覆が完全に焼失し、心線が露出していることを認めつつも、これが受熱劣化による可能性を否定していない上、■は、本件火災前日の作業終了後、本件建物の織機の個別スイッチや照明(電灯)を切ったとしており(ただし、織機のメインスイッチは切っておらず、ブレーカーも下ろしていないとしている。乙7)，その後、電気の通電状況に変

化が生じるとは考えにくいことに照らすと、本件建物において、その後、電気配線の短絡や漏電が生じたといえるのか、疑問がないではない。

これらによれば、原告らの主張にかかる本件火災の機序は、その前提を欠くのではないかとの疑問を払拭できない。

(イ) また、仮に、本件建物の梁や柱等に糸屑等が積もっていたとしても、前説示のとおり、■は、製品ができる度に天井の埃を取っている旨答えていることや、本件建物内には、織布に湿気をかける機械も設置されていることからすれば、本件建物の屋根部分や梁等に積もる糸屑等の量はそれ程のものとは解されないことに加え、電気配線の短絡や漏電による発火や発熱の熱量は、■が指摘するようにそれ程大きなものではないと考えられ、開放された空气中であれば、空気により冷やされるなどして着火に至らない可能性が高いこと（乙2、証人■）。同人は、消防署の認定に対し、本件建物における漏電出火や短絡による出火の可能性を検討し、まず、漏電出火の場合には、①通常の回路とは異なる第二次回路に通電すること、②その通電の過程において抵抗が高い部分で発熱し、これが可燃物に接するなどして着火することが必要であるところ、本件建物の天井部分には第二次回路は存しないことや、仮に、漏電により発熱しても、開放された空气中であれば、空気により冷やされて着火するには至らないのであって、漏電出火の場合には、壁の中で漏電が起こるなどして、発熱が保溫され、木等の可燃物に長時間かけて燃焼することが必要があるが、そのような構造になつてない本件建物の天井部分において漏電出火の可能性は皆無といえる、次に、短絡による出火の場合は、電線の被覆が壊れ、それが接触して火花が発生し、これが可燃物に着火することにより生じるところ、上記の火花放電の熱は瞬時であり、しかも、熱量的にも非常に低く、固形の可燃物である紙や木に着火するのに必要な500ないし600°Cになることはないから、本件において、短絡による出火の可能性も否定できるなどとしている。）に照らすと、本件建物の屋根部分や梁等の電気配線の短絡や漏電により発火したとしても、それが、その部分に積もった、それほどの量とはいえない糸屑等に着火するに至る可能性はほとんどないといわざるを得ない。

(ウ) さらに、仮に、本件建物の電気配線の短絡や漏電による発火ないし発熱により、屋根部分や梁等に積もった糸屑等に着火したとしても、糸屑等の量はそれ程のものとはいえないことからすれば、上記着火を経て、火勢を増し、本件火災のような強い焼損状況に至るにはかなりの時間を要すると考えられるにもかかわらず、本件火災は、■が午前5時25分ころ、本件建物に戻り、再び散歩に出かけた後のわずか30分足らずの間に前説示のような強い焼損状況に至っていること（なお、本件火災前日の作業終了後から上記時刻ころまでの間に、電気配線の短絡や漏電による発火ないし発熱により、糸屑等に着火した可能性については、■は、本件火災当日の午前5時25分ころ、本件建物の前に戻り、再び散歩に出掛けたが、その際、本件建物に煙が立っているとか、異臭がするなどの異常はなかったとしていることに照らし、これを否定することができると考えられる。）に照らすと、本件火災が電気配線の短絡や漏電により発生したとは考えにくいといわざるを得ない（むしろ、上記のような短期間における激しく、強い焼損は、本件火災が軽油等の助燃料を用いた放火行為であったとすれば、説明が容易であるといえる。）。

(エ) 以上によれば、原告らが主張する機序による出火の可能性は排斥できるといえる。

(オ) なお、原告らは、上記の出火の機序が、公的機関である消防署の認定や警察署の見解であることから、十分信用できると主張する。

しかしながら、消防署の認定自身、判定材料となる物的証拠はないとしている上、その立論は、出火箇所が天井部分であることを前提に、火源となるものは電気配線しか考えられず、その電気的トラブルにより、発熱し、織維屑に着火し、天井に延焼したというものであるところ、まず、天井部分が出火箇所とする点については、木造建物の場合、火炎は漏斗状に炎上、延焼する性状があり、屋根の焼け抜け部の直下付近に発火、出火部が存在する可能性が大きいと考えられること（乙2）や、織機4、織機9及び織機10には、そのローラー部分のアルミ製のビームがいずれも溶融するなどの顕著な焼損状況が見られることを見過ごすか、軽視して、本件建物の下部より、天井部の焼損が強いと即断してしまっ

た看過し難い難点があるといわざるを得ない。また、出火原因についての種々の検討の結果、その認定した出火機序の可能性しか残らないと判断されたとしても、本件建物の構造や焼損状況に照らし、実際に、そのような機序による出火が可能であるか、実際の焼損状況と矛盾しないかといった積極的な検討を行った形跡がないこと（そして、上記を検討すれば、その可能性がないことは前に説示のとおりである。なお、この点に関し、原告■本人尋問結果中には、本件火災直後の現場検証の際、警察官から、天井から出火した根拠として、「（本件製品のうち）包装していたボール紙は燃えたものの、天井から落ちたガラス片は木綿には刺さっておらず、木綿の周りを囲んできれいに落ちている。もし、本件火災が床等の下からの出火であれば、まず当該ボール紙が焼けて、できた木綿がむき出しになって、そこに天井から落ちたガラス片が刺されることになるはずであり、そのようになっておらず、ガラス片がその周囲を囲んで落ちていることからすれば、本件火災は、天井からの火災である。」などと聞いたとする部分があるが、消防署の認定や警察署の回答にも全く触れられていない上、原告■自身、被告の事情聴取に対し、出火原因については、後から、消防署から漏電ではないかと言われた旨答えているものの、上記の件については何ら触れていないこと〔乙8〕に照らすと、そのまま信用できない。）に照らし、そのまま採用できない。

#### （6）本件火災前後の■の行動について

証拠（乙1の7、乙7ないし9、原告■本人）及び弁論の全趣旨によれば、■は、本件火災前後の自己の行動について、本件火災当日の午前5時前ころ起床して、スポーツ新聞を読み、午前5時過ぎころに散歩に出掛け、午前5時25分ころ、一旦戻り、本件建物前で、たばこを1本吸った後、再び散歩に出掛けたが、その際、本件建物に煙が立っているとか、異臭がするなどの異常は感じなかった旨、2回目の散歩の途上で、本件建物付近から白い煙が立っているのを目撃した旨、その際、本件建物の火事とは認識していないかったが、何か大変なことが起きたと思い、途端に頭の中が白くなつて、胸が苦しくなつたが、その後のことは、本件火災当日入院した病院のベッドで

意識が戻るまでの間覚えていない旨、それぞれ述べていること、また、■は、本件火災がほぼ鎮火した午前7時ころ、本件建物付近に姿を現したが、顔面蒼白の放心状態であり、背中には葉っぱが付いた状態であり、■を救急車に乗せようとしたところ、「なんで、救急車に乘らんとあかんねん、俺は何も悪いことはしていない。」などと述べたこと、その後、■は、平成11年11月8日午前3時ころ、田んぼの中で、ガソリンを被り、焼身自殺したこと、原告■は、■の死亡により、生命保険金4500万円を受領し、これを原資として、当時の、原告会社の金融機関に対する借入金計2100万円余を返済したこと、以上的事実が認められる。

これらによれば、■は、本件火災の出火時刻である午前5時30分ころのすぐ直前まで、本件建物の前に居り、そのころ、本件建物内に立ち入ることが可能であったといえる（これに対し、原告らは、■は、出火時刻には、本件建物から数百メートル離れた地点にいたと主張するが、午前5時25分ころから再度散歩に出掛けけるまでの間、本件建物の前で居た旨の■の供述は、自己のアリバイ証明にとって不利益になりかねない面を含むものであり、そのような事項について、あえて虚偽の事実を述べるとは考え難いことに照らし、十分に信用できるといえるから、原告らの上記主張は採用できない。）。

また、■は、本件火災がほぼ鎮火した午前7時ころになってようやく、本件建物付近に姿を現したが、顔面蒼白の放心状態であり、背中には葉っぱが付いた状態であり、救急車に乗せようとしたところ、「なんで、救急車に乘らんとあかんねん、俺は何も悪いことはしていない。」などと述べたことが認められるところ、通常、自己が所有し、代表者を務める原告会社の工場に供している本件建物が、自己の関与なしに火災に遭ったことを認識すれば、直ちに現場に駆けつけたり、少なくとも、まずは119番に通報するのが通常であると考えられるのに、■はそのような行動をとらず、火災がほぼ鎮火した午前7時ころになって、放心状態で本件建物付近に戻り、特に、尋ねられたわけではないにもかかわらず、俺は何も悪いことはしていないなどと殊更に放火を否定するような発言をしていることは、■が本件火災に関与していることを推認させる事情の一つといわざるを得ない（これに対し、原告らは、高齢で、几帳面な■が見慣れた原告■宅や本件建物から火災を示す白煙が立ち上がっているの

をみれば、気が動転し、動搖するのは当然であり、■の上記行動は特に異常なものとはいえないと主張する。たしかに、本件建物付近に白煙が上がっているを見たその瞬間に、気が動転することはあることであろうが、状況がはつきりしない以上、直ちに現場に駆けつけたり、火災であることが判明すれば、119番通報をするのが通常であり、■の実兄である■は、実際にもそのような行動を取っていることや、本件建物に隣接する原告■宅で就寝中に本件火災に気づいた原告■や■も、■のような動搖を呈した訳ではないことに照らし、採用できない。）。

さらに、■は、本件火災の約40日後には、ガソリンを被って、焼身自殺したところ、■には、本件火災まで、特に持病はなく（原告■本人）、本件火災当日、上記のとおり、救急車で病院に運ばれ、救急救命センターに転送された（甲11の1及び2）が、■が、自殺当时、何らかの病気に罹患したと認めると足りる的確な証拠はないこと（この点、原告■の陳述書〔甲17〕及び本人尋問結果中には、■は、脳梗塞、脳溢血等の脳の障害の疑いがあるとか、血管が2本切れたと指摘されており、病苦で自殺したのであって、本件火災とは関係がないとする部分があるが、客観的裏付けに乏しいものであり、そのまま採用できない。）に照らすと、■の自殺は、本件火災に関与したことから自責の念にかられた果ての行動ではないかとの疑問を拭い切れず、上記事実も、■が本件火災に関与していることを推認させる事情の一つといわざるを得ない。

(7) ■ないしその関係者以外の第三者が本件建物内に侵入して放火した可能性について

前記(2)で認定したとおり、本件建物内への出入口としては、本件シャッターのほか、2ヶ所の出入口があったが、本件火災前に、本件建物内の作業終了後、上記2ヶ所の出入口は施錠され、本件シャッターも施錠こそなされなかったものの、地面まで完全に降ろされて閉められていたことが認められ、これらによれば、通りがかりの第三者が本件建物内に進入し、放火するとは考え難い。また、■や原告■自身、第三者が本件建物内に侵入して、放火することは考えられないとしていることに照らすと、■ないしその関係者以外の第三者が本件建物内に侵入して放火した可能性は否定できるといえる。

(8) ■が本件建物に放火する動機の有無について

原告会社の6期（平成8年3月1日から平成9年2月28日まで）から9期（平成11年3月1日から平成12年2月29日まで）の各決算書（乙29ないし32）及び乙36によれば、原告会社の経営状況は、前記第3の1（被告の主張）(2)イ(ア)aで指摘したとおりと認められる。

他方、■の平成8年分から平成10年分までの所得税確定申告書（乙33ないし35）によれば、■は、収入源である原告会社からの役員報酬や賃料（本件建物や本件機械類1を原告会社に賃貸したことに対する対価である。）を、原告■も収入源である原告会社からの役員報酬の支払を受けることなく、原告会社の金融機関に対する債務の返済を優先させていたが、平成10年ころには、原告会社から■夫妻に支払われた実質金額は129万円（月額で10万円程度）にすぎず、これでは■夫妻の生活費にも十分でない状況であったこと、が認められる。

そして、上記のとおり、本件火災当時、原告会社の経営状況が好転する見込みはなく、むしろ売上が減少していたことからすれば、このような状況が続けば■の月額17ないし18万円の給与を加えても、生活費を維持するのに精一杯であり、何とか続けていた原告会社の金融機関に対する約2000万円に上る債務の返済も不可能となり、上記債務を原債権とする求償債務を被担保債権として担保権が設定された本件建物やその敷地等を競売により失う可能性が早晚、顕在化する蓋然性が高い状況であったといえる。

その一方で、本件火災保険契約の保険金額は併せて8000万円に上り、これが支払われることになると、原告会社の金融機関に対する債務を弁済して余りあるほどの多額の金額を手にすることになること、前説示のとおり、その後、■は自殺し、上記債務は、自殺により支払われた生命保険金を原資として完済されていること（原告■本人）に照らすと、■が本件火災を惹起して、本件保険金を手にしようという誘惑に駆られても不思議はないといわざるを得ない。したがって、■には、本件火災を惹起すべき動機があると認められる。

これに対し、原告らは、平成11年当時、原告会社の売上は月に300万円程度あり、金融機関への支払を滞ったこともなく、その経営が極端に悪化して行き詰まっていたわけではないし、■一家の生活費も、上記の売上や■の給

与を加えれば、一家3人が生活するには十分であったから、■には本件建物に放火して保険金を得る動機はなかったと主張し、証拠（甲15、16、原告■本人）中にはこれに沿う部分がある。

しかしながら、まず、原告らが主張する売上を裏付ける客観的証拠はない上、かえって、原告会社の決算書によれば、平成11年にはそのような売上がある旨の記載はないこと（この点、原告会社は、6期の期末である平成9年2月末の時点での当期末処理損失がすでに5955万円もあり、原告らが主張する売上を計上しても税金を課せられる心配はないから、あえて、過小の売上を計上する必要はなかったと考えられるから、上記決算書には相応の信用性があるといえる。）に照らし、そのまま採用できない。

次に、原告会社が、本件火災当時、金融機関への支払を遅滞していないことは原告らが主張するとおりであると考えられるが、原告会社の経営が好転する可能性がないことに照らすと、何とか続けていた原告会社の金融機関に対する約2000万円に上る債務の返済も不可能となり、本件建物やその敷地等を競売により失う可能性が顕在化する蓋然性が高い状況であったことが認められることは上記説示のとおりであり、これをもって、■には本件建物に放火して保険金を得る動機がなかったとはいはず、採用できない。

(9) 以上によれば、本件火災は、■が本件建物の前に居たのと近接した時点で、人為的な放火行為により引き起こされたものと推認されること（なお、前説示のとおり、本件出火箇所に軽油を散布するなどし、これに火を放った可能性が高いと認められる。），上記のとおり、■は本件火災の出火時刻に接した時に本件建物の前に居たことを認める供述をしており、本件建物内に侵入することが可能であった上、2回目の散歩の途上で、本件建物付近から白い煙が立っているのを目撃したとしながら、本件火災がほぼ鎮火した午前7時ころになってようやく、本件建物付近に、顔面蒼白の放心状態で姿を現し、特に、尋ねられたわけではないにもかかわらず、俺は何も悪いことはしていないなどと殊更に放火を否定するような発言をしたり、本件火災の約40日後には自殺しているが、特に自殺する理由は見当たらないなど、■が本件火災に関与していることを推認させるような行動をとっていること、他方で、■ないしその関係者以外の第三者が本件建物内に侵入して放火した可能性は排斥で

きること、さらに、■には、原告会社の経営状況や■一家の経済状況等に照らし、本件火災を惹起すべき動機があることが認められる。

これらによれば、本件火災は、■が故意に招致したものといわざるを得ない。

これに対し、原告らは、本件建物は、■の妻子である原告■や■が居住する原告■宅に隣接しており、本件建物に放火すれば、同宅に延焼し、就寝中の妻や子が罹災して死傷する危険があることは明白であるから、そのような状況で、■が原告■宅や妻や子を犠牲にしてまで放火行為に及ぶとは考え難いと主張する。

しかしながら、本件建物に放火したからといって、必ず原告■宅に延焼するわけではないことや、■は、本件火災がほぼ鎮火したころになって、放心状態で現場に姿を現し、不審な言動を取ったりしていることに照らすと、■においては、原告らが主張するような事態になることを慮ることなく、放火行為に出てしまったが、本件火災の状況等から事の重大さに気づき、放心状態になつた可能性も十分に考えられるから、上記推認を左右するに十分なものとはいえない。

そうすると、原告らの本件保険契約に基づく保険金支払請求権は、本件免責条項1により認められないことになるから、原告らの本訴請求はその余を判断するまでもなく理由がない。

2 よって、原告らの本訴請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判官 西田政博

[別紙省略]